

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、民生委員法及び児童福祉法に定めるところにより、千葉県内（政令指定都市を除く。以下同じ。）の民生委員児童委員活動に関する知識及び技術の普及並びに理解の促進を図るとともに、地域福祉サービスの質の向上に関する調査研究を行い、もって県民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民生委員児童委員の資質向上に関する研修等の実施
- (2) 民生委員児童委員活動に関する調査研究及び普及啓蒙
- (3) 民生委員児童委員活動に関する情報及び資料の提供
- (4) 市町村等民生委員児童委員協議会の育成指導
- (5) 関係団体への協力及び連携
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、前項の事業の推進に資するため、必要に応じて収益事業を行うことができる。

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人は、千葉県内の民生委員児童委員をもって会員とする。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第8条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従って行うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める会計規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに

については、理事会の決議により、別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、会長(第22条第3項に規定する会長を言う。以下同じ。)が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員39名以上45名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ウ 当該評議員の使用人
 - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
 - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ア 理事
 - イ 使用人
 - ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - 国の機関
 - 地方公共団体
 - 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（評議員の任期）

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第15条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、理事会の決議を得て別に定めるところにより、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第6章 評議員会

（構成）

- 第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、会長は、評議員会の日前の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条の2 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条の3 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 役員

(役員 の 設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上16名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、4名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事には、次のいずれも含まれてはならない。
 - (1) この法人の使用人
 - (2) 理事又は他の監事の配偶者若しくは3親等内の親族その他特別の関係にある者
 - (3) 理事又は他の監事と、他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行状況を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求の日から5日以内に、14日以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員 の 任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の

終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、理事会の決議を経て別に定めるところにより、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(名誉会長及び顧問)

第29条 この法人に名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、会長又は理事会からの諮問に応え、若しくは関係する会議等に出席して意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第8章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位に従い、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、法令及びこの定款に別に定めがある場合を除き、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

2 理事会の議事において、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第33条の2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすこととする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(理事会への報告の省略)

第33条の3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、その理事会に出席した代表理事及び監事が議事録署名人として、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けるものとする。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るものとする。

(合併等)

第36条 この法人は、評議員会の決議その他法令に定められたところにより、他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止を行うことができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出るものとする。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団

法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会等

(委員会等の設置)

第41条 この法人の事業を円滑に推進するために必要あるときは、理事会の決議を経て、委員会等を設置することができる。

2 委員は、無報酬とする。ただし、理事会の決議を経て別に定めるところにより、その業務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 委員会の委員は、理事、評議員及び学識経験者等のうちから会長が選任する。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の同意を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の設置及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務関係資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 雑則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず解散登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、大野トシ子とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

加瀬 春男	鈴木 正弘	石井 志郎	平川 茂光	栗原 恪直	渡邊 久造
阿部 文朗	高岡 良子	川嶋 正明	中西 裕	高橋 君枝	中谷 茂章
渡邊 正敏	山本 幸子	榎本 敏男	西川 昇司	石川みさほ	五十嵐健一
伊藤 稔	眞田 邦彦	菅井 武	吉田 義雄	穴原 昌弘	三好 裕
大網 敦	伊藤 覺	澤田 和子	清水 興	石田 貞子	大木 清
三枝 貫治	塚本 克彦	高仲 敬	片岡 功一	池澤 儀之	山形 文一
鵜ノ澤勝助	齊藤 廣恵	増岡 鎧治	伊勢田洋彰	高梨 秀一	

5 平成25年5月31日 一部改正。